

中野区社会福社会館(スマイルなかの)会議室利用のご案内

中 野 区
(管理・事務取扱) 社会福祉法人 中野社会福祉協議会

中野区社会福社会館は、社会福祉に関する区民の自主的活動を支援する施設です。3階の会議室は、地域の活性化のために、区民の皆様に広くご利用いただくことができます。

1. 会議室の使用時間および使用料

会議室	午前 (9時~12時)	午後 (13時~17時)	夜間 (18時~22時)
A 18人	400円	400円	400円
B 18人	400円	400円	400円
C※ 24人	400円	600円	600円
D (和室) 8人	300円	400円	400円
AB 45人	800円	800円	800円

※C会議室は、平成20年10月より中野区成年後見支援センター事務室として利用しているため貸出を休止しております。

- ・使用時間には準備から後片付けまでを含みます。
- ・利用は、1団体につき月4回までです。

2. 対象となる使用目的 (団体登録の必要はありません。)

- 趣味・文化活動 (茶道、絵画、英会話など)
- 活動の打ち合わせ・会議
- 学習活動 (教育、行政、生涯学習など)
- 芸能小劇場の控室 (登録団体以外)

※次のような利用は禁止されています。

- 会社の会議
- 物品等の勧誘・販売・提供等の営利行為
- 講演会
- 演劇活動、楽器演奏など大きな声・音を発する活動

3. 申し込みについて

○利用日の1ヶ月前の同日 (来所は午前9時、電話は午前10時) から、利用日の3日前まで申し込みができます。ただし、電話での申し込みは仮予約となりますので、3日前までに来所の上、申請書に記入していただく必要があります。

○受付時間は、午前9時~午後5時です。

(日曜・祝日・第3月曜日・年末年始 (12/29~1/3) は休み)

4. 利用について

- 利用当日は、使用承認書を4階窓口にご持参ください。確認の上、会議室の鍵、ホワイトボード用マーカー、使用報告書をお渡しします。
- お帰りの際は使用報告書に必要事項を記入し、鍵を閉めた上で、鍵とホワイトボード用マーカー、使用報告書を窓口にお返しください。

5. 申し込みのキャンセルについて

- キャンセルの場合は必ずご連絡ください。
- 利用日の7日前までに、使用承認書、使用申請者の印鑑（シャチハタ不可）を窓口にご持参の上、取消手続きをしていただきます。手続き後、利用料の半額を使用申請者の口座への振込みにより返金します。
- 利用日の7日前を過ぎますと返金できませんのでご了承ください。

6. その他

- プロジェクター・マイク・テレビ・ビデオ（DVD）プレーヤー・CDプレーヤー・スライド・OHPを貸し出しします。必要な場合は、予約時にお申し出ください。
なお、借主の方の過失による破損、紛失等の場合には実費を求めることがあります。
- 電話の取次ぎはできませんので、連絡は各団体の責任でお願いいたします。
- マナーを守ってお互い気持ちよくご利用いただけますようご協力お願いいたします。

<問い合わせ> 社会福祉法人 中野区社会福祉協議会
経営管理課 TEL 5380-0751